

航空機騒音に係る環境基準の地域類型と基準値

地域の類型	類型を当てはめる地域	基準値	
		L d e n H25.4.1 から	WECPNL H25.3.31 まで
1	告示別表に掲げる区域のうち都市計画法第8条第1項第1号の規定により定められた、 第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 及び田園住居地域 並びに同号の規定による用途地域として定められていない地域	57dB 以下	70 以下
2	告示別表に掲げる区域のうち都市計画法第8条第1項第1号の規定により定められた、 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 及び工業地域	62dB 以下	75 以下

※ 新基準値（L d e n）は、騒音対策の継続性を考慮し、旧基準値に相当するレベルとして設定されています。

【備考】

○L d e n（平成25年4月1日から）の算出方法

評価は、次式により1日（午前0時から午後12時まで）ごとの時間帯補正等価騒音レベル（L d e n）を算出し、全測定日のL d e nについて、パワー平均を算出するものとする。

$$10\log_{10}\left\{\frac{T_0}{T}\left(\sum_i 10^{\frac{L_{AE,di}}{10}} + \sum_j 10^{\frac{L_{AE,ej}+5}{10}} + \sum_k 10^{\frac{L_{AE,nk}+10}{10}}\right)\right\}$$

(注) i、j及びkとは、各時間帯で観測標本のi番目、j番目、k番目をいい、 $L_{AE,di}$ とは、午前7時から午後7時までの時間帯におけるi番目の L_{AE} 、 $L_{AE,ej}$ とは、午後7時から午後10時までの時間帯におけるi番目の L_{AE} 、 $L_{AE,nk}$ とは、午前0時から午前7時まで及び午後10時から午後12時までの時間帯におけるk番目の L_{AE} をいう。また T_0 とは、規準化時間（1秒）をいい、 T とは、観測1日の時間（86400秒）をいう。

○WECPNL（平成25年3月31日まで）の算出方法

評価は、最大騒音レベル及び機数から次式により1日ごとのWECPNLを算出し、全測定日のWECPNLについて、パワー平均を算出するものとする。

$$\overline{dB(A)} + 10 \log_{10} N - 27$$

(注) $\overline{dB(A)}$ とは、1日の最大騒音レベルをパワー平均したものをいい、 N とは、午前0時から午前7時までの機数を N_1 、午前7時から午後7時までの機数を N_2 、午後7時から午後10時までの機数を N_3 、午後10時から午後12時までの機数を N_4 とし、次式により算出した値をいう。

$$N = N_2 + 3N_3 + 10(N_1 + N_4)$$